

遠距離通学等による通学費支援

遠距離通学等による高額通学費の一部を補助します！
申請期間は令和7年7月から令和7年12月末まで！！
令和7年4月から令和8年3月までの通学費が支援対象

◎ 対象者（①～③の全てに該当）

①所得要件を満たす方

（※1）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の
4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※1）

【計算式】

令和7年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

②通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の 1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える方

③他の通学費支援（※2）を受けていない

高校生（県立の通信制除く）、県立中学生（※3）、私立中学生

※2 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など。

※3 県立の中高は教育支援課（098-866-2116）に確認して下さい。

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※4）が
15,000円（基準額）を超える場合に、15,000円を超える部分を補助（※5）

※4 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※5 100円未満切り捨て

◎ 申請方法

今年度からwebを活用した申請書作成を 導入します！

右のQRコードを読み込み、沖縄県電子申請サービスで申請書を作成した
場合でも印刷して紙で学校へ提出することが必要です。

手書きでの申請書作成を希望する場合、申請様式等は、学校事務室で配布
または沖縄県総務私学課のHPに掲載をしています。



沖縄県電子申請サービス
（交付申請）



※申請時には、通学定期券・通学回数券の領収書、

高速バス回数券の表紙が必要です。捨てずに保管しておいてください。

沖縄県私立 遠距離通学



【お問い合わせ】 総務私学課 098-866-2074